

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

る施設の整備を推進する。また、直立式の堤防等による線的な防護から、離岸堤、人工海浜、護岸等を組み合わせ、砂浜による消波効果を生かした面的な防護に重点を置いた整備を推進し、魅力ある海岸空間を創出する。

2) 安全な地域づくりと土地利用

安全な地域づくりのためには、地域の自然条件等を十分認識した土地利用を図るとともに、国土保全施設や防災体制の整備が必要である。

特に、大都市周辺や、地方都市などの都市化の進展している地域においては、土地利用を適正に誘導しつつ、これらの整備を計画的、先行的に進めることが必要である。

洪水や土砂災害等の災害危険区域における土地利用の適正化を図るため、危険区域の設定手法の確立、危険区域の周知徹底を図ることにより、危険区域での新たな土地利用を抑制し、既成市街地内の危険区域における居住の危険性の認識を高める。同時に、まちづくりの中で対応を図る等実効性のある安全対策を進める。また、自然災害に対する観測・予警報・伝達体制を新たな情報・通信技術を活用しながら整備するとともに、地域の住民も参画した警戒避難体制等の防災体制の充実、強化を図る。

さらに、都市構造の変化に伴う火災等の災害の危険性に対応するため、総合的な防災体制を整備する。

3) 大規模地震等への対応

大規模地震等広域的な災害から国民の生命と財産を守り、また、経済・社会活動の安定性を確保するため、大都市圏、とりわけ東京圏への人口、諸機能の集中を避け、分散型の国土構造を目指すとともに、発災に備え、以下の諸施策を推進する。

地域全体としての防災性の向上を図るため、建造物の耐震化、不燃化の推進、延焼遮断帯の形成、防災公園等の避難地、避難路の整備等を、民間への誘導措置をも講じつつ、居住環境の改善とあわせて再開発等も活用して総合的に進める。また、市町村をはじめとする防災関係機関の体制の整備、自主防災組織の育成、強化、防災意識の高揚を図るとともに、広域的な相互応援体制の確立を図る。これらの整備に当たっては、高齢者等の災害弱者の安全に配慮する。

被災後の応急対策を円滑に行うため、各地域において、防災拠点、緊急輸送施設の整備を進め、さらに、大都市圏等においては、広域防災基地、海上防災基地、広域医療拠点等の整備を図る。また、電力、通信、交通、上下水道等のライフライン機能について、災害時に果たす役割を十分考慮して、総合的観点から多重性、強じん性などのリダンダンシーを確保し、サービスの安定的な提供を図る。なお、応急復旧後に行う復興を円滑に行うため、その方針及び体制等について検討を行う。

地震予知のための観測・研究体制を強化し、予知の精度の向上等を図る。主要都市及びその周辺地域においては、地震常時監視網の整備を図る。

特に、我が国の政治、経済、文化の中枢であり、人口、諸機能の集積の著しい南関東については、予知体制の確立を図るとともに、広域的な防災体制の整備を促進する。また、震災時に首都の持つ諸機能を維持するため、周辺部への業務管理機能の分散を促すほか、データ通信のバックアップシステムの整備等による情報・通信機能の確保、代替可能な交通施設の整備による広域的な人流、物流の確保を図る。さらに、近い時期に発災が懸念されている東海地震に備えて、対策の一層の強化を図る。

4) 火山災害への対応

観光地、保養地となっている火山周辺地域は、近年一段と開発が進められており、噴火発生の際の危険性は増大してきている。

火山周辺地域の住民、観光客等の安全を確保するため、噴火予知手法・技術の開発、監視・観測研究体制の充実強化を図る。また、火山災害による危険度の評価手法を確立するとともに、これに基づき、周辺住民等への啓発、適正な土地利用の誘導を図る。さらに、交通施設・退避施設等の避難施設その他の防災施設の整備、情報伝達手段の高度化による警戒避難体制の充実を図る。

5) 高度情報化に伴う安全対策の強化

地域間の相互依存関係の深まりに加え、急速な高度情報化の進展に伴い、経済、産業、生活等各種の社会機能における情報への依存度が高まっている。この結果、システムの一部に障害が生ずると、広範な社会の機能が停滞し混乱を起こすという潜在的危険性がますます増大しており、このぜい弱性に対応した安全性の確保が重

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

要な課題である。このため、情報・通信機能の途絶防止や早期復旧体制の充実を図るなど、安全対策の強化を促進する。

6) 交流の拡大に伴う安全性の確保

各地域の活動は居住者のみでなく、通勤者、旅行者、出張者等の様々な人々によって営まれており、交流の活発化とともにこの傾向が一層顕著になる。この結果、日常の生活空間と異なる不慣れな空間において災害や事故に遭遇する可能性が増大し、このような空間における旅行者等の安全を確保することが重要な課題となる。

このため、人々の往来や交通の頻繁な交通ターミナル、広場、繁華街等の市街地、あるいは山岳、海岸等の行楽地において、旅行者等をも考慮した標示、案内所、放送施設等の災害情報伝達施設、あるいは救助体制等を整備する。また、都市においては、避難地、避難路等の防災施設等について、昼間人口を考慮して対策の充実を図る。さらに、宿泊施設等の安全性を向上させる。その際、情報に外国語、シンボル標示等を併用することなどにより、増大する訪日外国人の安全確保にも努める。

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

(1) 個性豊かな地域づくりの推進

1) 地域主導の地域づくり

21世紀へ向けて多極分散型の国土づくりを進めるため、国土を構成する各々の地域において、地域特性を生かした個性豊かな地域づくりを進める必要がある。このため、近年強まっている地域間競争を契機としながら、地域に固有の地理的、歴史的条件や資源の積極的活用を図るほか、地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを進めることが重要である。

2) 個性形成事業の推進

個性豊かな地域づくりを進めるためには、各地域において、他地域とは異なる個性を創り出していくための戦略的な事業に取り組むことが有効である。このような戦略的事業—個性形成事業—は、地域の将来像や地域の課題を踏まえて、例えば先端技術、個性的都市景観、国際交流、地域間交流、地域交通等のテーマを選び、これを中心に様々な施策を総合的に展開する事業である。

この場合、各種の施設の整備に加えて、イベント、交流組織づくり、広報活動等のソフトな事業手法の活用や第三セクター、協議会等により、地域の住民、企業、団体をはじめとする多様な主体の参加を図ることが効果的である。また、地域の個性形成事業への取組みを側面より支援する立場から、国は、新たなテーマの発掘、情報の提供・媒介、地域による試行的な事業の促進等の役割を担う。さらに、地域整備等の課題の中から個性形成に資する特定の課題を順次設定し、イベント開催等を通じ国民各層の関心を高め、民間を含めた広範な主体の参加を得た地域の取組みを促進するためのプロジェクトの実施を図る。

(2) 生活行動の広域化に対応した地域環境の整備

1) 生活の圏域の一体的整備

都市は、経済のソフト化、サービス化が進展する中で経済諸活動の場としての重要性を増すとともに、商業、文化、教育、医療等の多様な都市的サービスの供給の場、就業機会提供の場として、生活の基本的圏域である定住圏において今後一層重

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

要な役割を担う。一方、農山漁村は、農林漁業者等の生活の場、生産活動の場であるが、国土と自然環境の保全という役割に加えて、自然とのふれあいの場、ゆとり
に満ちた居住の場としての役割が期待される。国民の生活様式の都市化を背景とする農山漁村を含めた地域住民の都市的サービスに対するニーズ、都市住民の自然やゆとりへの志向など高度かつ多様なニーズにこたえるためには、都市の有する諸機能と農山漁村のゆとりとるおいの相互の便益享受の円滑化を図る必要がある。

このため、定住圏の一体的な整備を引き続き推進することとし、都市における都市機能の充実及び市街地環境の改善、農山漁村における地域資源の活用、生活環境及び生産環境の整備等を推進するとともに、圏域内の交通、情報・通信基盤の整備を計画的に進める。

2) 都市と農山漁村との広域的交流

交流可能性の拡大、国民の行動領域の拡大を積極的に活用し、定住圏の広がりを超えた都市と農山漁村との広域的交流を幅広く推進する。これにより、ゆとりある豊かな国民生活の実現、国民の活力、創造力のかん養を図る。また、活発な交流を通して地域の活性化を進め、都市と農山漁村の国土における新たな相互補完の関係を確立する。

このため、農山漁村の住民が都市の有する研究開発機能、情報機能等の集積を遠隔地からでも活用できるよう、また、ふるさと情報の都市住民への伝達も行いやすくなるよう、交通、情報・通信基盤の整備やソフトなネットワークづくりを進める。

都市住民が農山漁村の自然と親しめる長期滞在型のリゾート地域の整備や、都市、農山漁村の相互理解を図る機会となる小中学校児童生徒の自然体験学習、農山漁村での滞在学習、上下流の地域間交流活動を、地域社会との調和を図りつつ促進する。また、都市居住者の農山漁村における新たな住まい方や広域的交流を前提とした退転職者、創作活動家等の農山漁村での居住一マルチハビテーションに対応する住宅の整備を促進する。

(3) 都市の活力の充実と都市環境の整備

近年、都市の有する諸機能が地域の活力の充実に果たす役割が増大しており、今

後の国際化、高度情報化等の進展によりその傾向は一層強まることが予想される。こうした中で、大都市及びその周辺都市、地方中枢・中核都市、地方中心・中小都市は、各々の有する特性を生かしつつ、都市機能の強化、育成を図り、都市機能の全国的な適正配置を進める必要がある。また、都市住民の一人ひとりが快適でゆとりとるおいのある生活を送ることができ、創造的勤労意欲をはぐくみ得るよう、高度化、多様化する生活ニーズに対応して、居住水準の向上、生活環境の整備を進めることも重要な課題である。

1) 都市活力の充実

地域における魅力ある雇用や所得機会の創出を図り、地域の活性化を促すためには、各都市において、それぞれの特性に応じた機能の充実を図ることが重要である。そのため、業務管理、情報、国際交流等の都市機能の受け皿となるインテリジェント・ビルをはじめとする事務所、国際会議場、国際見本市場等の諸施設、交通施設、テレポート等の情報・通信施設等のハードな基盤について、民間活力の導入を図りつつ、衛星通信、光通信等の高度な情報・通信技術を積極的に導入し、計画的、総合的に整備を進める。また、人材の育成や組織の整備、イベント、コンベンションの開催等のソフトな施策を積極的に展開する。

大都市圏については、国際化、高度情報化等の進展に対応し、地方圏の諸都市との機能分担を図りつつ、全国的、国際的な中枢機能を適切に発揮できるよう、都市整備を進める。

このため、市街地の再開発を進めるとともに、高次都市機能のための新たな拠点を形成する。また、圏域内において都市機能の広域的分担を図り、分化を基調とした都市構造を形成する。

地方都市においては、中心市街地の再開発等による都市機能の集積と都市的魅力の増進、産業のソフトな基盤ともなる特色ある研究開発機能の集積、ソフトウェア業等の新しい産業の誘致・育成を支援する業務、会議施設の整備等、都市の活力の充実のための施策を推進する。

事務所立地について、東京圏における過度の集中の抑制、地方都市等への誘導等を図るための措置について検討を行う。また、地方中枢・中核都市をはじめとする地方都市において、その性格や都市機能育成の核としての可能性に応じ、東京に立

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

地する既存の政府機関の一部の移転等の検討、推進を図るとともに国が今後新たに設置する全国的な文化、研究等に関する施設の立地を進める。

さらに、これらの都市機能の地方展開を支えるため、高速交通体系や高度な情報・通信体系の全国展開を進めるとともに、都市内交通の円滑化を図る幹線道路の整備や、行政、経済等のデータベース、地域特性に即した情報・通信システムの整備を図る。

2) 都市環境の整備

活発な都市活動を機能的に支えるとともに、安全で快適な居住環境を形成するため、都市整備を積極的に推進する必要がある。このため、都市づくりの基本となる都市計画の的確かつ機動的な運用、既成市街地の再開発、新市街地の計画的開発を進め、良好な市街地の形成を図る。また、都市の骨格を形成する幹線道路、鉄道、情報・通信施設等の基盤施設及び公園、下水道等の生活環境施設の整備等を情報化等の新たなニーズに対応しつつ推進するとともに、水と緑に恵まれた個性的な魅力ある都市空間の創出に努める。

この場合、大都市圏については中心部等における防災性の向上、環境の改善及び合理的な土地利用の実現、地方都市についてはモータリゼーションに配慮した快適で機能的な都市整備に特に配慮する。また、都市活動の国際化、24時間化などの動向にも対応し、公共サービスの充実、安全性の確保等に努めるとともに、高齢化、生涯学習社会への移行等に対応した生活基盤の整備を図る。

(都市再開発の推進)

市街地における職住近接性の高い住宅の需要や昭和75年までに約16,000haと見込まれるおう盛な事務所床需要に対応するため、土地の高度利用により、中高層住宅、事務所等の供給を図る必要がある。また、木造住宅密集地区や住工混在地区等における防災性の向上、居住環境の改善も重要な課題である。さらに、経済・社会条件の変化により鉄道施設跡地、臨海部の工場、倉庫等の移転跡地等が生じており、これらの用地や国公有地の多角的な有効活用により都市の整備を推進していく必要がある。

このため、緑とオープンスペース、親水空間の創出等に配慮しつつ都市再開発を

推進し、都市の更新と活性化を図り、快適な環境と機能性、安全性を備えた都市空間を形成する。

都市再開発の推進に当たっては、長期的な再開発の方針を明確にし、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面的整備事業や再開発に関連する道路、下水道等の整備を進める。木造等の密集市街地については、住宅や道路、公園等の整備により住環境の向上を推進するとともに、地区内の狭い道路の整備手法の充実を検討する。また、建築物の建替え、修復等を含め民間の建築活動を中心とした都市更新のエネルギーを都市計画・建築規制等により適切に誘導していく。

この場合、優良な民間事業については、特定街区制度、総合設計制度等の活用や税財政金融上の助成の活用により、その促進を図る。また、大規模な再開発が行われる区域においては整備の構想を明らかにし、官民が協力してプロジェクトの推進を図る。

(空間の高度利用)

都心部等における空間の量的不足、安全で快適な空間を求める社会的要請の高まり等にこたえるため、地下、空中空間の活用、水面、斜面等のレクリエーション、修景等への利用を進める。

このため、調節池等防災施設などの地下化、公共施設の上空あるいは下部の公的利用、人工地盤を利用した多層化及び共同溝、地下駐車場等の整備を推進するなど、都市の景観の改善を進めつつ、新しい空間を積極的に生み出す。特に、地下深層空間を公的利用に優先させる制度、この空間を利用する新しい施設の在り方などについて検討を行う。また、積雪地域における地下街の活用の検討等、地域の特性に応じた空間利用方策を講じ、都市に新しい個性を創造する。

(新市街地の計画的整備)

都市化の進展に伴う市街地の拡大に対し、土地区画整理事業等により道路、公園、下水道等公共施設の整備を推進し、先行的、計画的な市街地整備を進める。特に、大規模な新市街地の整備に当たっては、就業の場や高等教育機関等を備えた複合的機能を有するまちづくりを進める。

また、市街化区域・市街化調整区域の区域区分（線引き）制度及び開発許可制度